

令和 5 年度

内部統制評価報告書審査意見書

さいたま市監査委員

監 査 監 第 7 5 0 号
令和 6 年 8 月 2 1 日

さいたま市長 清 水 勇 人 様

さいたま市監査委員	大 内 美 幸
同	工 藤 道 弘
同	谷 中 信 人
同	都 築 龍 太

令和 5 年度内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法第 1 5 0 条第 5 項の規定に基づき、審査に付された令和 5 年度
内部統制評価報告書の審査結果について、次のとおり意見を提出します。

令和５年度さいたま市内部統制評価報告書審査意見

1 審査の種類

(1) 審査の名称

令和５年度さいたま市内部統制評価報告書審査

(2) 根拠法令

地方自治法第 150 条第 5 項

2 審査の対象

令和５年度さいたま市内部統制評価報告書

3 審査の着眼点

さいたま市長が作成した内部統制評価報告書について、さいたま市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検証を行い審査した。

4 審査の期間

令和６年７月２日から令和６年８月２日まで

5 審査の実施内容

令和５年度さいたま市内部統制評価報告書について、内部統制評価部局から報告を受け、「さいたま市監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実務ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省）の「Ⅴ 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じ関係部局の職員に説明を求めるとともに、その他の監査等において得られた知見を利用し、審査を行った。

6 審査の結果

上記 1 から 5 までの記載事項のとおり審査した限り、重要な点において、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であることが認められた。

7 備考

令和５年度さいたま市内部統制評価報告書の「3 【評価結果】」に記載のとおり、評価対象期間において運用上の重大な不備があった。

なお、重大な不備については、再発防止に努められたい。

8 審査の結果を踏まえた意見

- (1) 運用上の重大な不備における債務負担行為の未設定等、あらかじめリスクとして具体的に設定していなかった事務処理ミス等が発生している。

事務処理ミス等を未然に防止する観点からは、発生した事務処理ミス等に対し新たにリスクを設定するだけでなく、潜在リスクを予見し、より網羅的に把握するよう努めなければならない。

その手段の一つとして、他の地方公共団体で発生した事務処理ミス等について、本市でも同様に発生する可能性があることを想定し、事例を積極的に収集及び分析し、全庁的に共有することを検討されたい。

- (2) 運用上の重大な不備に該当する事案において、法令等の制度について解釈誤りや理解不足が原因となっているものが複数見受けられた。

制度の解釈や運用についての業務マニュアルやチェックリストの引継ぎは、人事異動等で担当者が変わった際に遺漏なく正確に行われる必要がある。

そのため、業務マニュアルやチェックリストは、単に作成するだけではなく、組織内で伝承し、活用していくよう全庁的に周知徹底されたい。

- (3) 事務処理ミス等の防止のためには、複数の職員で確認を行うダブルチェックの徹底が不可欠であるという意識は、全庁的に浸透してきていると考えられる。

ダブルチェックをより効果的に機能させていくためには、ダブルチェックの方法について不断の見直しを行いつつ、また、組織としてダブルチェックの重要性を再認識し、主担当任せにせず、職員相互で内部牽制を行っていく職場の風土醸成をより積極的に進められたい。